

平成 30 年 第 2 回豊後大野市農業委員会議事録

1. 日 時 平成 30 年 2 月 15 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 54 分

2. 場 所 豊後大野市役所本庁舎 4 階 正庁ホール

3. 出席委員数 12 名

4. 欠席委員数 3 名

会長	15 番	後藤 敏生	出						
委員	1 番	麻生祐三子	出	6 番	津高 昭基	出	11 番	神志那靜清	出
	2 番	後藤 綾子	出	7 番	森田 孝市	欠	12 番	工藤 妙子	出
	3 番	田島 茂	出	8 番	小野伊八郎	出	13 番	神田 隆善	出
	4 番	清田 義幸	出	9 番	衛藤 英教	欠	14 番	安藤 哲生	出
	5 番	木津 一秀	欠	10 番	矢野 源平	出			

5. 議事録署名委員の指名

3 番 田島 茂 4 番 清田 義幸

6. 農業委員会事務局 職員等

事務局長 衛藤 成史 主幹兼係長 藤田 鉄也
係 員 佐藤 和代 川原 一仁

7. 議事日程

- (1) 議案第 7 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて
- (2) 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について
- (3) 議案第 9 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用配分計画（案）について
- (4) 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- (6) 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (7) 議案第 13 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について

8. 会議の概要

事務局 会長に報告いたします。本日の出席委員は 12 名です。過半数を超えた委員が出席されており、豊後大野市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、会議は成立します。
それでは、これからの方を豊後大野市農業委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、会長にお願いいたします。

(1) 開 会

議長

みなさん、こんにちは。立春は過ぎましたが相変わらず寒い日が続いております。本日は多くの方にご出席をいただきましてお礼を申し上げます。また去る1月28日、29日と県外の視察研修につきましても多くの方のご参加をいただきまして心より感謝を申し上げます。実のある研修になったと私は思っております。

さて、昨日ですね、豊後大野市の農業再生協議会が本庁でありまして30年産の米政策改革が大きく二つ挙げられたと。皆さん方ご案内のとおりですが生産数量目標の配分の廃止と直接支払い交付金の廃止です。そう言われて多くの方が不安の中にいると思われるのですが、今までどおりの水田と、飼料米、麦、大豆等につきましては、今までどおり交付金を継続していくと言われております。また過剰になる、特に米の部分は廃止になったわけでした。その中で水田フル活用ビジョンというものがあります。この豊後大野市に今までの直接支払い交付金が1億2千5百万円ほどあるなかで、どのような使い方をするのか。かねがね新聞等で言われてきましたように、その使い道は、交付金の使い方をとったわけですが。その水田フル活用ビジョンにむけて取り組んでいくと。高収益作物を水田でうまく使う取り組みを進めていくというなかで、大きく挙げられたのが転換作物の拡大、それと米の新市場の開拓、それから一番大きく言わされたのが、前からも言っています水田の畑地化。畑地化においても5ヘクタール規模に5年間、1反あたり10万5千円、昨日のなかで、この金額もはっきりしていないのではないか。ただ口で言うだけで、中間管理事業と同等のことになっていくのではないかと話の中に出了したわけです。今後においては、生産数量目標は国が重要等を見ながら示し、それを大分県の再生協議会が目安としてみて、この協議会から各市町村へ配分の目安として決めていくよう格好です。これについては、3月にそれぞれ地区の座談会が開催されますので、みなさん方はそこで詳しくお聞きになられてください。

さて、大変長くなりましたが、本日もみなさん方には最後まで慎重審議のうえ、ご決定をお願いしたいと思います。本日はどうぞよろしくお願ひします。

それでは、先ほどの事務局長報告のとおり、本日の出席委員は12名あります。

開会に当たり、ここで委員皆さんにお願いをいたします。定例総会での発言の際は、挙手をし、議長から指名があった後に、議席番号と氏名を告げてから発言をお願いします。

また、その発言につきましては、議事録に記録されることとなりますので、簡潔かつ明瞭にお願いします。なお、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにしてください。

それでは、ただいまから平成30年第2回豊後大野市農業委員会を開会いたします。

(とき：午後2時6分)

(2) 議事録署名委員の指名

議長

日程2の議事録署名委員の指名ですが、会議規則第20条第2項の規定により、私より指名します。

3番 田島 茂 委員、4番 清田義幸 委員にお願いします。

(3) 報告事項

議長

日程3の報告事項に入ります。

まず、会長報告及び各種報告ですが、平成 30 年第 1 回定例総会から本日の平成 30 年第 2 回定例総会までの経過につきまして、別紙の資料 1 にまとめております。

まずは、資料 1 をご覧ください。

その中から、※のついた 3 点について、会長報告として 2 ページ以降にまとめていますので、ご報告いたします。(資料 1 を朗読)

私からの報告は、以上です。

議長 次に各種報告ですが、今回は特ないようですので、次に進みます。

続いて、報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について事務局の説明を求めます。

事務局 事務局の藤田です。それでは、事前に配布しています議案書の 1 ページをご覧ください。
「報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について」
(議案書のとおり番号 1 番及び番号 2 番の 2 案件について朗読) 以上です。

議長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

委員 [ありません] の声あり

議長 質問が無いようですので、次に進みます。

(4) 議事

議長 これより、日程 4 の議事に入ります。

まず、議案第 7 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについてを議題とします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の佐々木です。それではご説明申し上げます。別冊議案書の 1 ページをご覧ください。議案第 7 号 農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて、農業振興地域整備計画の変更をするために、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについて農業委員会の意見を求める。平成 30 年 2 月 15 日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く 2 ページをご覧ください。
(議案書に基づいて農用地利用計画変更一覧表を朗読)
以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号 1 番の案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。

2 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件については、申請者●●●●さんの農用地利用計画変更の除外にかかる農地転用見込みについてであります。申請地は、子の●●●●氏が専用住宅建築のために周辺で代替地を探し

てみましたが、適当な土地が見つからなかったことから、譲ってほしいとの依頼があり、やむを得ず一部を贈与するため、除外の申請を行ったものです。変更後の農地区分は中山間地域等に存在する小集団の生産性の低い農地に該当するため、第2種農地となります。

許可基準は、第2-1(l)-カ-(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することが出来ないために該当します。農地転用の許可の要否は、第5条申請が必要となります。地区審査会の意見としましては、除外後の農地区分は、第2種農地のその他の農地に該当し、代替地がなければ、転用は可能である。となりました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第7号の番号1番の1案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。

議案第7号の番号1番の1案件については、意見を求められております。

審査報告は、番号1番の1案件につきましては、転用は可能である。とのことです。この意見でよろしいでしょうか、賛成する委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第7号農用地利用計画変更に係る農地転用見込みについての番号1番の1案件については、地区審査会の審査意見のとおりとします。

議長 続いて、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、農用地利用集積計画の決定について及び議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）については関連がありますので一括して説明いたします。それでは、提出者の説明を求めます。

農業振興課 農業振興課の高知穂です。別冊議案書の3ページをお開きください。議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について農用地利用集積計画を別紙のとおり策定するために、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の決定を求める。平成30年2月15日提出 豊後大野市長 川野文敏（議案書に基づいて平成30年2月16日公告予定分を朗読）以上です。

引き続き、農用地利用配分計画について説明させていただきます。7ページをお開きください。議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画（案）について農用地利用配分計画を別紙のとおり策定するために、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。平成30年2月15日提出 豊後大野市長 川野文敏。続く8ページをご覧ください。

（議案書に基づいて農用地利用配分計画（案）を朗読）以上です。

議長 提出者である農業振興課の説明が終わりました。

この件につきましては、事前に計画書案をご提示しておりましたので、まず、議案第8

号について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

議長 次に、議案第9号については、意見を求められております。
これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声あり

議長 他に質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切り採決します。議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づく農用地利用配分計画(案)については、原案のとおり、問題ないといいたします。

議長 ここで、休憩いたします。農業振興課の職員の方は退席をしてください。ありがとうございました。
(とき、午後2時24分)

議長 それでは、再開します。
(とき、午後2時28分)

議長 次に議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の2ページをご覧ください。
「議案第10号 農地法第3条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号1番から番号4番までの4案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号1番から番号4番までの4案件について、地区審査会の報告を求めます。

それでは、番号1番の1案件を25番 合澤哲彦 委員にお願いいたします。

25 番委員

緒方の合澤哲彦です。

2月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから、譲受人●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲渡人は、相続で農地を取得しましたが、後継者もいないことから農業経営規模を縮小することにしました。そこで、申請地を管理している譲受人に相談したところ、譲受人も自身の農地と一体利用できるなど利便性が良い事から売買での話がまとまり、申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は144アールとなり下限面積の40アールを超えていいます。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長

次に、番号2番から番号4番までの3案件を35番 後藤敏春 委員にお願いいたします。

35 番委員

大野の後藤敏春です。

2月6日に行いました大野地区審査会の審査結果を報告いたします。

番号2番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから譲受人●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は、主に造園業を営んでおり、農業も併せて行っています。譲渡人は高齢となり、後継者もおらず農地の管理が困難であったため、申請地の隣接地を耕作している譲受人に相談しました。譲受人も自己所有農地が申請地と隣接し、またその周辺も耕作していることから、利便性がよいため、売買で話がまとまり、今回申請を行ったものです。なお、譲受人世帯は主に夫が耕作していますが、今回は妻が申請者となっています。譲受人の権利取得後の経営面積は、186アールとなり下限面積の40アールを超えていいます。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号3番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから譲受人●●●●●さんへの売買による所有権移転であります。譲受人は昨年12月に豊後大野市新規就農技術習得研修を終了後、大野町の圃場を借入し、農業経営を開始することになりました。そこで圃場に近い空き家を探していたところ、譲渡人所有の居宅が見つかり、購入をしました。

その際、購入した居宅に隣接する農地について、譲渡人は今後の管理を考え、譲受人に売買の話を持ちかけたところ、譲受人も自宅に隣接し、利便性も良い事から、話がまとまり今回申請を行ったものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、63アールとなり下限面積の40アールを超えていいます。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。

次に番号4番の案件についてですが、譲渡人●●●●●さんから譲受人●●●●●さんへの贈与による所有権移転であります。譲渡人は高齢で後継者もいない事から、農地の整理を検討し、これまで農地の管理をお願いしていた譲受人に相談をしました。譲受人も申請地が自己所有農地に近く利便性がよいことから贈与の話がまとまり、今回申請するものです。譲受人の権利取得後の経営面積は、151アールとなり下限面積の40アールを超えていきます。また、不許可要件の7項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていることから、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長

地区審査会の報告が終わりました。議案第10号の番号1番から番号4番までの4案件についてこれより質疑を許可します。

4 番委員 4 番清田でございます。事務局にお聞きしたいのですが、●●●●さんが高齢というの
は非常に分かりますが、どうして譲受人が●●●●ではなく●●●●じゃないとまずいん
でしょうか。

事務局 お答えします。今回●●●●さんの名で申請しているのは、周りの土地も●●●●さん
の名義の農地で、ここは圃場整備をしていませんので、将来的に合筆等の予定があるとい
うことです。もちろん●●●●さんも一緒に農業をしていますので●●●●さんの名義で
取得すると聞いています。

35 番委員 補足させてもらって良いですか。一つは奥さんの方が若いからというのもあります。もう一つは、●●●●さんのお父さんの出身がここなんですね。地元なんです。それでお父
さんが、多分自分の娘にという考えがあるのでと、これは私の憶測です。私が申請者と
話したときには、夫婦間で話し合って、若い方の奥さんの名義にしようと決めたそうです。
以上です。

議長 他に質疑はありませんか。

委員 [ありません] の声多数

議長 はい、無いようですので、質疑を打ち切ります。審査報告は、議案第 10 号の番号 1 番
から番号 4 番までの 4 案件については、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告
であります。

これから採決します。議案第 10 号の番号 1 番から番号 4 番までの 4 案件について、原
案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局 挙手全員です。

議長 挙手全員により議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての番号 1 番
から番号 4 番までの 4 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、を議題とします。事
務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 2 ページをご覧ください。併せて
お手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。ここで、番号 1 番の 1 案件について、地区審査会の報告
を求めます。

それでは、番号 1 番の 1 案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。

2月6日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号1番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請者は、平成13年4月頃、農業経営規模拡大に伴い既存の牛舎が手狭となったことや、併せて農機具倉庫等が必要となり、充分な広さの土地を探しました。農地以外の自己所有地では面積不足で断念していたところ、道路に面している申請地が利便性も良いことから建築し、利用を開始しました。今回、転用の許可が必要であることが判明し、是正のため申請を行つたものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 次に、番号2番及び番号3番の2案件を10番 矢野源平 委員にお願いいたします。

10番委員 朝地の矢野源平です。

2月7日に行いました朝地地区審査会の審査結果を報告いたします。番号2番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地は元々山際の耕作に不適な農地であったため、昭和53年3月頃に申請者が杉の植林を行い、池田2119番に85本、2120番に70本、2126番1に60本の合計215本が生育しており、これまで山林として管理をしてきました。今回農地法の許可が必要であることが分かり、農振除外後には是正のための申請を行つたものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。

次に番号3番の案件についてですが、申請人●●●●さんの農地の転用の件についてであります。申請地は元々山際の耕作に不適な農地であったため、昭和45年3月頃に申請者が杉の植林を行い、綿田683番に杉55本、808番に杉2本の合計57本が現在生育しており、これまで山林として管理をしてきました。今回農地法の許可が必要であることが分かり、農振除外後には是正のための申請を行つたものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第2種農地のその他の農地に該当し、許可基準の11項目において不許可要件に該当するものではなく、第2の1の(1)の力の(イ)の申請地に代えて他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第11号の番号1番から番号3番までの3案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第11号の番号1番から番号3番までの3案件につきまして、許可基準の不許可要件に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 11 号の番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 11 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についての番号 1 番から番号 3 番までの 3 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。併せてお手元に概要書と図面をご用意下さい。

「議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件について朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、番号 1 番の 1 件について審査会の報告を求めます。

番号 1 番の案件を 1 番 麻生祐三子 委員にお願いいたします。

1 番委員 緒方の麻生祐三子です。

2 月 6 日に行いました緒方地区審査会の審査結果を報告いたします。番号 1 番の案件についてですが、譲渡人●●●●さんから譲受人●●有限公司代表取締役●●●●さんへの所有権の移転が伴う、農地の転用の件についてあります。

譲受人は、現在緒方町内で養鯉事業を行っていますが、国内外の需要増加のため経営規模拡大を計画しました。自身の事務所敷地内の既存養鯉場では手狭となったため、付近でいくつかの候補地を検討したものの、水の確保等ができず断念。最終的に譲渡人と売買の協議が整った申請地を選定し、申請を行ったものです。

審査の結果、許可基準の農地区分第 2 種農地のその他の農地に該当し、許可基準の 11 項目において不許可要件に該当するものではなく、第 2 の 1 の (1) の力の (イ) の申請地に代えて、他の土地では、事業の目的を達成することができないために該当すると認められ、問題ないと認められました。以上、報告します。

議長 地区審査会の報告が終わりました。議案第 12 号の番号 1 番の 1 案件について、これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に質疑はありませんか。無いようですので、質疑を打ち切ります。

審査報告は、議案第 12 号の番号 1 番の 1 案件につきまして、許可基準の不許可に該当するものはないとの報告であります。

これから採決します。議案第 12 号の番号 1 番の 1 案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

事務局長 挙手全員です。

議長 挙手全員により、議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についての番号 1 番の 1 案件については、原案のとおり許可することに決定されました。

議長 次に、議案第 13 号 農地移動適正化斡旋委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明します、事前に配布しています議案書の 3 ページをご覧ください。
「議案第 13 号 農地移動適正化斡旋委員の指名について」
(議案書のとおり、番号 1 番の 1 案件を朗読)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

委員 [ありません] の声多数

議長 他に、質疑はありませんか、無いようありますので、質疑を打ち切ります。
斡旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。あらかじめ地区審査会等で推薦されていますので、私から斡旋委員を指名いたします。
それでは、番号 1 番の 1 案件を、9 番 衛藤英教 委員と 36 番 羽田野成実 委員にお願いします。
なお、この案件については、お世話していただく斡旋委員をご指名いたしましたが、迅速かつ適切な斡旋処理を行うためには、斡旋委員のみならず、他の農業委員・最適化推進委員の皆さんとの支援や協力も不可欠であると考えています。積極的な情報の提供等、御支援、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

議長 これをもちまして、平成 30 年第 2 回豊後大野市農業委員会定例総会を終わります。長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。
(とき、午後 2 時 54 分)

議事録署名委員 3 番委員 田島茂

" 4 番委員 清田義幸